俊頼髄脳・袋草紙・八雲御抄における「煙」と禁忌

――歌論／歌学書・歌合・勅撰集の「煙」の歌を中心に――

Kaoru N. Villa

一　はじめに

『俊頼髄脳』は、平安時代後期を代表する歌人のひとりである源俊頼が、関白藤原忠実の依頼により、その娘勲子（鳥羽上皇皇后、後に泰子と改名、院号は高陽院）のために著した歌論書で、その成立年は天永二（一一一一）年正月から永久三（一一一五）年の正月の間だと推定される。[一]

『俊頼髄脳』には、不吉なため忌み嫌われた歌詞・題に関する話が全部で次の七話収められている。[二]

（1）「岩代」「むすび松」「岩代の松」にまつわる話。
（2）「血の涙」を問題視した話。
（3）「雲をりゐる」と「雲まがふ」・「ちりまがふ」を批判した話。
（4）「夢後郭公」が不吉であるとした話。
（5）「玉のみどの」が忌み嫌うべき詞だとした話。
（6）「月暫隠」が不吉であるとした話。
（7）「下もえのけぶり」の歌にまつわる話。

これら七話の内（1）と（2）の話は、俊頼より数百年前の伝説化された人物についてのもので、（1）[三]の場合は『日本書紀』『万葉集』等が、（2）[四]の場合は中国故事等が典拠だと考えられる。（3）[五]から（7）の五話については、現存する文献の中では『俊頼髄脳』が初出である。特に（4）（5）（6）（7）[六]は、俊頼とほぼ同時代に実在した人物で、俊頼自身が深い関わりがあったと思われる皇族にまつわる話である。また（3）から（7）の五話には、不吉な歌詞・題が、何らかの凶事を引き起こした事を示唆する記述があり、これらの話が負の原因・結果の論理を説く話型[七]を基盤としている事が窺える。これらの七話中、本稿では、（7）

の周防内侍が詠んだ「下もえのけぶり」の歌をめぐる話について考察する。『俊頼髄脳』以後この話は、『袋草紙』（藤原清輔著、歌学書、平治元〔一一五九〕年以前成立）、『八雲御抄』（順徳天皇著、歌論書、承久三〔一二二一〕年～仁治三〔一二四二〕年頃成立）、『悦目抄』[八]（作者未詳、歌論書、鎌倉末期頃成立）に受容されたが、本稿では『袋草紙』と『八雲御抄』に焦点を絞り、歌論・歌学書におけるこの話の受容について論究する。更に、これらの歌論・歌学書で展開された禁忌の詞に対する考えが、中古・中世に詠まれた歌に、実際にどのように反映しているのかを、歌合や勅撰集所収の歌を中心に検討する。

二　周防内侍の歌をめぐる話の受容

『俊頼髄脳』における周防内侍が詠んだ歌にまつわる話は、歌論・歌学書により如何に継承されたのか。次に底本とした顕昭本『俊頼髄脳』[九]と、『袋草紙』『八雲御抄』[十]から対象とする話を引用し、受容の問題について考える。

◆『俊頼髄脳』

又、郁芳門院御時に、根合と云事ありしに、周防内侍といふ哥讀の、わが下もえのけぶりなるらん　と詠めりしを、よき哥など、世に申しを、「もゆひけぶりの、空にたなびかんは、よき事にはあらず」と申かば、讀人のためにぞ、いかゞとうけ給りしに、ほどなく院、かくれおはしまして後にぞ、哥よみの内侍は、久しくありて、かくれはべりにし。かやうの事は、よしなき事なれども、これらを御覧じて、御心つかせ給ん料也。人にみせさせ給まじきなり。

◆『袋草紙』

郁芳門院根合に、周防内侍の歌に、「わがしたもえのけぶりなるらん」とよめる、また人の、「もえむ烟のそらにたなびく、禁忌有るの由人申しけり」と云ゝ。作者の凶かと思ひしに、先づ女院崩御の後にぞ内侍は隠れにしとぞ、俊頼朝臣書き置ける。〈顕昭考へ云ふ、この事俊頼髄脳に有り。[十一]〉

（中略）

然り而して江記に云はく、「人ゝ慶賀の由を周防掌侍が許に遣はししは、如何。これ十番の歌、宜しきの由なり」と云ゝ。[十二]

同根合の時、右一番の歌に、「たづの居る」と詠める後、左より難じて云はく、「「たづ」とは宇治殿の童名なり。然るべからず」[十四]と云ゝ。匡房云はく、「童名

をさる事いまだ聞かざる事なり」と云ゝ。

中納言の中将忠実、童名は牛なり。自今以後牛の字を言ふべからずとは、如何。近ごろの例、牛の字を読むと云ゝ。

◆『八雲御抄』

同抄云「根合、周防内侍が、我下もえのけぶりなるらむとよめるも、有レ事」云々。されど恋歌には如レ然。不レ能レ憚。只自然事也。思はかりある事も、無沙汰なるも有。弘徽殿女御〔の〕歌合、永成法しが、君が代はするゑの松山はる〳〵とよめる、つゞき以〔の〕外事なれ共、無沙汰にて、金葉にも入。如レ此事も能々可レ思也。おもひとがむれば、成二恠異一事也。無レ何ければ、又無レ何也。かまへて〔〳〵〕歌は先人にみすべき事也。

この話は『俊頼髄脳』によると、郁芳門院（白河天皇皇女媞子）の根合の時（寛治七〔一〇九三〕年五月五日）、周防内侍が詠んだ歌「恋ひわびてながむる空の浮雲や我が下もえの煙なるらむ」[十五]について、ある人が、「もゆひけぶりの、空にたなびかんは、よき事にはあらず」[十六]と批判したという内容である。俊頼は、内侍の歌の不吉な語句・内容が暗示したかのように女院が崩御され、その後久しくして内侍も亡くなったと記している[十七]。不吉な歌詞が凶事を惹起したと示唆されている事から、この話が負の原因・結果の論理を説く話型、つまり歌徳説話とは逆の発想に基づく話型を基盤としている事が窺え、この話の趣旨は、不吉な語句を歌に詠むのを避けるよう教示する事にあるといえる。この話で興味深いのが、内侍の歌に対する意見・評価が変化したのを示している点である。俊頼は、内侍の歌が最初「よき哥」[十八]と称賛された事を記しているが、後に女院は崩御され内侍も亡くなったため、内侍の不吉な歌が原因で、二人が逝去したという新たな見解を示したと考えられる。[十九]俊頼は次に、「かやうの事は、よしなき事なれども」と述べているが、「かやうの事」とは、不吉な歌詞・題が凶事を引き起こしたと示唆されている（3）から（7）の五話の内容を指し、「よしなき事なれども」は、言わなくともよい事ではあるけれども、という意味である。この記述は、俊頼が不吉な歌詞・題と凶事の関連性に疑念を抱いていた事を表すのではなく、これらの話が高貴な人物の死に関する奇異な内容であったため、単刀直入に切り出すのが憚られたのだと考えられる。次に続く「これらを御覧じて、御心つかせ給ん料也。」[二十]という俊頼の忠告が示すように、この話における俊頼のねらいは、不吉な歌詞を忌避するよう

説く事だといえる。俊頼はこの話の最後に、「人にみせさせ給まじきなり。」[二十一]と述べているが、それは話の性質上（貴人の死の真相を暴くような話である故）あまり公にすべきではないという意味にとれる。

『袋草紙』における周防内侍の歌にまつわる話には、「俊頼朝臣書き置ける。」、また、「顕昭考へ云ふ、この事俊頼髄脳に有り。」（頭注）とあり、『袋草紙』が『俊頼髄脳』を受容している事を裏付けている。[二十二]『袋草紙』における新たな展開は、天皇の御前において、不吉な事柄を意味する語句を歌に詠む事が「禁忌」であると具体的に述べられている点である。[二十三]内侍の歌にまつわる話においても、「もえむ烟のそらにたなびく」を「禁忌」と言い表している事から、同じ晴れの場である歌合において不吉な歌詞を詠む事も、「禁忌」である事が示唆されている。『俊頼髄脳』において不吉と見なされた歌詞は「まが〳〵し」や「いま〳〵し」と評されているが、[二十四]「禁忌」とは記されていない事から、『袋草紙』において初めて、内侍の歌に詠まれた不吉な歌詞が「禁忌」であると定義された事が分かる。それは『袋草紙』の著者である清輔が、歌における禁忌に対し、俊頼よりも厳しい考えであった事を示している。更に『袋草紙』では『江記』の記事が引かれ、周防掌侍（周防内侍）[二十五]の歌に対し、根合の後、祝詞が述べられた事が記されている。それは『俊頼髄脳』の「よき哥など、世に申しを」という記述を具体的に裏付けているが、清輔がこの記事を挙げている理由は、内侍の歌に対し相反する評価を記載する『俊頼髄脳』と『江記』を比較する事により、この歌が禁忌に当たるかどうかについて、なお検討するためであったのではないか。次に『袋草紙』では、「たづ」と「牛」という高貴な人物の童名を歌に詠むべきかについて論じられているが、清輔はこの禁忌の問題についても明確な結論を出していない。それは清輔が、何が禁忌に当たるかを、歌が詠まれた場や、歌に対する評価を考慮しながら検討していた事を表しており、清輔の禁忌に対する考えが流動的であった事が窺える。

『八雲御抄』では内侍の歌にまつわる話は、歌合の歌及び屏風・障子歌について論じている章に見られる。この章の趣旨は、歌合の歌における禁忌について論じる事であり、章の初めには「殊〔に〕可レ去二禁忌一。非二歌合一は少々難は不レ咎。」[二十六]とあり、歌合の歌でなければ、禁忌に関する少々の問題があっても咎めるに値しないという考えが明記されている。『八雲御抄』における内侍の歌にまつわる話は、「同抄云」で始まるが、これは「俊頼抄云」[二十七]の意味で、『八雲御抄』が『俊頼髄脳』を受け継いでいる事を示している。また、『八雲御抄』において、不吉・無礼と見なされた歌

詞を「禁忌」と言い表している点や、『俊頼髄脳』には記載されていない歌に対する記述を『袋草紙』から引用している点は、『八雲御抄』が『袋草紙』をも受容している事を裏付けている。例えば『八雲御抄』には「清輔〔朝臣〕云「引レ例拾遺歌、をりてみるかひもあるかな梅の花（源寛信朝臣歌。）是康保三年事也。尤可レ忌」云々。」という記述がある。「清輔〔朝臣〕云」とは、『袋草紙』における清輔の記述を指しており、寛信の歌は、清輔が禁忌の歌詞を論じている箇所で取り上げている。更に、『八雲御抄』が『俊頼髄脳』『袋草紙』両書を受け継いでいる事を示しているのは、「我下もえのけぶりなるらむ」に過ちが有る[二十八]と記している点である。しかし、『八雲御抄』では次に、「されど恋歌には如レ然。不レ能レ憚。只自然事也。」という新たな見解が展開されている。これは周防内侍が詠んだような恋歌では、煙という語を詠むのは避ける事ができない場合もあり、只自然な（おのずからそうある）事だという意味である。なぜ『八雲御抄』では、不吉・禁忌と見なされた煙にまつわる歌詞を、恋歌に詠むには問題がないとしたのか。それは、俊頼がこの歌を『金葉和歌集』巻第八「恋部下」（四二五）[二十九]に収めた事が理由の一つと考えられる（その他の理由は本稿第三章［1］［2］参照）。それを裏付ける証拠が、次にある「思はかりある事も、無沙汰なるも有。」である。この記述は、不吉とされた歌詞を含む内侍の歌が、『俊頼髄脳』が示すように考慮・懸念されている場合もあるが、『金葉集』の件のように問題にされていない場合もあるという意味である。次に『八雲御抄』では、永成法師の歌が引かれ、この歌が「弘徽殿女御生子歌合」（長久二〔一〇四一〕年二月一二日）において恨みの歌として批判されたにもかかわらず、『金葉集』（二一三）に収められた事が指摘されている。これは歌合の場で批判された歌が勅撰集に収められた例で、歌に対する評価というのが、一定していない事を説くために挙げられたと考えられる。更に『八雲御抄』では、「おもひとがむれば、成二恠異一事也。無レ何ければ、又無レ何也。」とあるが、この記述は、不吉・禁忌ともとられかねない歌に対して、それが問題だと思えば、それは凶事等を引き起こす畏れ多い事であり、又それに何の問題が無いと思えば、何も無い（取るに足らない）事だという意味にとれる。以上の記述について、これには『八雲御抄』の著者である順徳天皇の、歌の禁忌に対する「柔軟な姿勢」が示されているという指摘がある[三十]。しかし、これはただ単に「柔軟な姿勢」の表れではなく、何が歌における禁忌であるかは、歌が詠まれた場・題等により定められる相対的なものである、というのが順徳天皇が『八雲御抄』において打ち出した結論だといえる。

以上『俊頼髄脳』における周防内侍の歌にまつわる話が、『袋草紙』と『八雲御抄』により如何に受容されたかを検討したが、これらの歌論・歌学書で展開された禁忌の詞に対する考えを、次のようにまとめる事ができる。『俊頼髄脳』においては、不吉な歌詞は凶事を引き起こし得るので、歌を詠む時は注意を払うよう説かれている。その考えを受け継いだ『袋草紙』においては、天皇の御前で不吉な歌詞を詠む事が「禁忌」に当たるという、歌が詠まれた場に注目した新たな考えが展開され、同じ晴れの場である歌合で詠まれた歌に対しても、その歌の不吉な詞が「禁忌」を犯していると非難されている。しかし『袋草紙』では、それとは逆の評価も提示しており、明確な結論を出していない。これらの考えは更に『八雲御抄』に継承され、歌合の歌でなければ、禁忌に関する少々の問題は難ではないという考えや、内侍の歌のように煙を詠む歌も、恋歌の場合は必ずしも憚らなくてよいという考えが展開される。第三章では、これらの歌論・歌学書で展開された考えが、中古・中世に詠まれた歌に如何に反映しているかを、煙について詠まれた歌に注目し追究する。

二　不吉な意味を暗示する「煙」の歌

［1］『八雲御抄』成立以前

『俊頼髄脳』における郁芳門院根合の話によると、周防内侍が詠んだ歌の「わが下もえのけぶりなるらん」が、「もゆひけぶりの、空にたなびかんは、よき事にはあらず」と批判されているが、なぜこの煙に関する語句が不吉であり、歌に詠む際は重々気を付けなければならないと教示されたのか。それは『万葉集』以来の歌では、「煙（けぶり）」は火葬の煙を意味する事があり、哀悼の情を表現する景物であった事が理由だと考えられる。勅撰集にも煙を詠んだ歌が多数収められているが、次は『古今和歌集』巻第十六「哀傷歌」所収の歌である。

堀川太政大臣、身まかりにける時に、深草の山におさめてける後に、よみける　　僧都勝延

空蟬は殼を見つゝもなぐさめつ深草の山煙だにたて　（八三一）

これは、堀川太政大臣藤原基経の死を悼んだものである。この歌では、「空蟬」はこの世の存在を、「殼」は基経の亡骸を表しており、火葬にする前は、亡骸を拝して悲しさを和らげていたが、埋葬がすんだ後は、せめて亡骸が納めら

れた深草の山に、火葬の煙だけでも立ってほしいという願いが詠まれている。

『後撰和歌集』には、次の歌が巻第十七「雑三」に収められている。

故女四のみこの後のわざせむとて、菩提子の数珠をなん右大臣求め侍と聞きて、この数珠を贈るとて、加へ侍ける　　真延法師

思いでの煙や増さむ亡き人の仏になれるこのみ見ば君

（一二二六）

これは醍醐天皇皇女で、右大臣（当時は中納言）師輔の妻であった勤子内親王の弔いについての歌である。この歌では、煙は火葬の煙に加えて、「思いで（おもひいで）」の「ひ」による煙の意味も含んでいる。更に「亡き人の仏になれる」は、亡くなった人が成仏するという意であり、この歌の内容が死と死後に関するものである事が分かる。

『後拾遺和歌集』には、火葬の煙について詠まれた歌が数首含まれている。その中で、巻第十「哀傷」に収められた和泉式部の歌（五三九）には、「立ちのぼる煙」という火葬の煙を意味する語句があり、作者自身もこのように煙となり、立ち上って行くのを人が見るだろうと詠まれている。更に巻第二十「雑六」所収の前律師慶暹の「釈教」の歌（一一八〇）では、涅槃会のその日に立つ霞を、入滅された釈尊を荼毘に付した事に拠る煙に見立てている。火葬や死を意味する煙を題材とした歌は、『千載和歌集』や『新古今和歌集』等にも収められている。

『源氏物語』には、煙という語を含む歌が十六首見られるが、次の二首は火葬や死に関する煙について詠まれた歌の例である。

見し人の煙を雲とながむれば夕べの空もむつましきかな

立ち添ひて消えやしなましうきことを思ひみだるゝ煙くらべに

はじめの歌は、夕顔の巻にある源氏の独詠歌である。(三十一) 源氏は夕顔の死後、夕刻出てきた雲を見上げ、その雲が夕顔の火葬の煙のようだと追憶すると、夕方の空までもが親しみ深く感じられると詠んでいる。次は柏木の巻の歌で、女三宮が瀕死の柏木へ送ったものである。(三十二) この歌では「思ひ」の「ひ」に「火」を掛け、柏木の激しい恋に翻弄される女三宮が、煙に添って立ち昇り、消えてしまおうかしら、と

詠んでいる。この煙は、つらく思い乱れる感情を表現していると同時に、空に昇り行く火葬の煙も意味している。

俊頼は、これらの『源氏物語』や勅撰集の歌を念頭に置いた上で、「わが下もえのけぶりなるらん」が不吉であるとし、煙という語を避けるよう『俊頼髄脳』において説いたと考えられる。しかし後に、俊頼自身がこの内侍の歌を『金葉集』の「恋部下」に載せている事や、この歌を含めて煙という語を含んだ歌が、二条為明筆本『金葉集』[三十三]には六首（二九〇・三九九・四三五・四六五・六二二・七〇七）、三奏本『金葉集』[三十四]には八首（二九一・三七八・三九七・四三五・四六一・四七三・五四五・六一四）、更に俊頼の自撰家集である『散木奇歌集』[三十五]には一九首（九・八四・三四七・三四八・四六九・五五五・六二一・六三九・六四〇・六五九・六六六・一一八八・一一九七・一二四〇・一二四九・一三九〇・一四八一・一五二四・一五五〇）収められている事から、俊頼が必ずしも煙を詠んだ歌に対して、否定的ではなかった事が窺える。次の二首は二条為明筆本所収の歌である。

陽明門院かくれおはしまして、御業の事も果てて又の日雲のたなびけるを見てよめる　藤原資信

さだめなき世をうき雲ぞあはれなるたのみし君がけぶりと思へば　（六二二）

例ならぬ事ありける頃、いかゞなど思ひつゞけて心ぼそさに　源行宗朝臣

いかにせん憂き世の中にすみがまの果は煙となりぬべき身を　（七〇七）

資信の歌は、巻第十「雑部下」に収められており、他の勅撰集所収の哀傷歌等と同様の趣向で、陽明門院の崩御を悼んでいる。この歌の「たのみし君がけぶりと思へば」は、頼りに思っていた女院が崩御され、火葬の煙となった事を思うとの意である。次の行宗の歌は「補遺歌」の中の一首である。詞書の「例ならぬ事」[三十六]とは、病気が思わしくない事を意味しており、この歌では、いつかは炭竈の煙のように、火葬の煙となるに違いない我が身を嘆いている。内侍の歌で詠まれた煙は、恋を嘆いている胸の思いの火の煙を意味するが、この恋の火の煙が、哀傷歌等の火葬の煙を連想させるという理由で、『俊頼髄脳』において批判されたという事は考えられる。それではなぜ俊頼は、この歌を後に『金葉集』に収めたのだろうか。この矛盾は、不吉ともとられかねない煙という語を詠んだ歌に対して、それが歌合で詠まれた歌か、又は勅撰集に収める歌かにより、俊頼

の考え・評価（またはその基準）が異なっていたためだと考えられる。俊頼の時代においては、煙が「禁忌」の語であるという考えが、歌論・歌学上、まだあまり明確にはなっていなかったようだが、これを裏付ける証拠の一つとして、『俊頼髄脳』と同時代までに記された歌合判詞において、煙に関する歌詞を批判しているものは見られない事が挙げられる。

「もえむ烟のそらにたなびく」について、これを「禁忌有る」とはじめて明記したのが『袋草紙』である。更に同書では、「承暦二年内裏歌合」（承暦二〔一〇七八〕年四月二八日）の記述において[三十七]、次の高階為家の歌に禁忌があると述べられている。

八番　五月雨

勝　道時朝臣

五月雨にたまえの水やまさるらんあしの下葉のかくれゆくかな

為家

さみだれのひまなき比はいせのあまのもしほのけぶり絶えやしぬらん

左、をかし。右、「煙絶ゆ」と云う事、禁忌有りと云ゝ。

経信卿記に云はく、「またこれを咎む。「烟絶ゆ」とは不便の事か」と云ゝ。

この歌合の判者であった源顕房[三十八]は、為家の歌の「煙絶ゆ」が禁忌であると指摘し、左の歌を勝としている。更にこの判詞に対し『袋草紙』の著者である藤原清輔は、源経信の日記である『経信卿記』[三十九]においても「煙絶ゆ」は不都合であると記されている事を述べている。なぜ「煙絶ゆ」が禁忌と見なされたのか、その理由は説明されていない。しかし、『古今集』所収の哀傷歌である「きみまさで煙たえにし塩釜のうらさびしくも見えわたる哉」（八五二）が示すように、「煙絶ゆ」も死を意味する詞なので「禁忌有り」とされたのではないか。この『古今集』の歌は、河原左大臣源融の死後、その邸宅に塩釜の景色に似せて作られていた庭について詠んだものである。この歌の煙は、塩を取るための藻を焼く煙の意であるが、「きみ」がいないため、この塩釜に煙が絶えてしまったという内容は、融の死を示唆している。更に「煙絶ゆ」が禁忌とされたのは、『和漢朗詠集』所収の「たかきやにのぼりてみればけぶりたつたみのかまどはにぎはひにけり」（六九二）[四十]のような歌が関係していると考えられる。この歌の「けぶりたつ」は、民の生活が豊かになった事を表現していると同時に、天皇の

政治力・統轄力を表している。この解釈に基づくと、その逆である「煙絶ゆ」は、民の貧困・天皇の力の欠如を意味するため、無礼であるという理由で禁忌とされたのではないか[四十一]。更に『袋草紙』には、「「人煙」また近代はこれを忌みて作さずと云と」[四十二]という記述も見られる。「人煙」とは、人家から立ち昇るかまどの煙の意であるが、人を焼く煙を連想させるためか、近頃はこれを忌み詩に使わないと説明されている[四十三]。以上の例が示すように、『袋草紙』においては、ある特定の煙に関する歌詞が、「禁忌」と見なされ批判されている場合もあるが（「煙絶ゆ」）、ただ単に忌み嫌われたとだけ記されているものもある（「人煙」）。なぜこれらの歌詞が問題視されたのか、清輔はその理由を説明してはおらず、また、何が歌における「禁忌」かという問題に対しても、明確な結論を打ち出していない。

「承暦二年内裏歌合」の記録は、『袋草紙』以外にも、この歌合の証本の臨模本である妙法院本[四十四]に、「八番五月雨」の歌と判詞が収められている。しかし、妙法院本に記載されている判詞は『袋草紙』とは異なり、「煙絶ゆ」に言及していない[四十五]。『経信卿記』には承暦二年の箇所が現存せず[四十六]、『袋草紙』記載の経信の批評を確認する事はできない。また、「煙絶ゆ」について論じている歌合判詞は、この『袋草紙』の記述以前のものは見られない[四十七]。以上から、「煙絶ゆ」や「もえむ烟のそらにたなびく」に対し、これらに「禁忌有り」と明記したのは、『袋草紙』が最も初期のものであり、それ以降、『袋草紙』の影響により、これらの煙に関する歌詞が「禁忌」であるという考えが、徐々に歌人達に認識されていったと考えられる。『袋草紙』以後、この歌合の記事は『八雲御抄』に受容されたが、『八雲御抄』では、「承暦歌合〔に〕も、しほのけぶりたえやしぬらむ、経信禁レ之。非二深咎一歟[四十八]。」と記されている。順徳天皇が「煙絶ゆ」の歌に対し、深い咎はないとしている点は、『八雲御抄』で展開された新たな考えであり、これは『八雲御抄』成立以後の歌に影響を及ぼしたのではないかと考えられる。

『袋草紙』において「禁忌」が有るとされた歌は、晴れの場である歌合で詠まれたものであり、その歌の中で、祝詞が述べられたと説明されているのが、周防内侍の恋歌である事は前述した。『袋草紙』から影響を受けたと考えられる『八雲御抄』では、歌合の場で禁忌を避ける事は重要であり、特に煙に関する歌詞には過ちがあるが、恋歌に詠むには問題がないと具体的に記されている。このように『袋草紙』から『八雲御抄』にかけて展開された恋歌に対する考えは、実際に詠まれた歌にどのように反映しているのだろうか。「六百番歌合」（建久三〔一一九二〕～四〔一一九

三）年）では、この歌合の判者であった藤原俊成が、次の歌の判詞において禁忌の問題について触れている。

二十五番　寄煙恋

左持　　季経卿

妹が住むとをちの里の煙だになど我方へなびかざるらん　（九四九）

右　　隆信朝臣

つれなさに絶ずなりなん煙をも我ゆへとやはながめしもせん　（九五〇）

左右共に、非レ珍之由を申。

判云、「とをちの里の煙」は、我方になびくとも何にかはせんや。「つれなさに堪えずなりなん煙」とは、恋死なん由を禁忌して、確かにもいはぬにや。いとおろ〳〵しき事共に侍べし。持などにや。

右歌は、あの人のつれなさに堪えられず、わたしは恋い死をするだろうが、わたしの遺骸を焼く火葬の煙を見ても、あの人はそれを自分のせいだと思って眺めはしないだろうという意味である。「つれなさに絶ずなりなん煙」とは、つれなさに堪えきれず恋い死をした我が身を焼く火葬の煙の意であるが、これに対し俊成は、恋い死をするという事を「禁忌」として、はっきり表現しないのであろうかと、この歌の不十分な表現を批判している。俊成は、この歌の煙に関する歌詞を問題にする事はできたが、それをしていない。更に俊成は、この歌合の勝負に対しても、左を勝とはせず持としている。これら二首に続く「二十六番」から「三十番」の歌十首も、全て「寄煙恋」の題で詠まれたもので、煙にまつわる語句を含んでいるが、これらの歌の判詞において、俊成は禁忌の問題に触れていない。「寄煙恋」は、煙に寄せて恋の心を詠むという意であるが、この題は「六百番歌合」初出の題（四十九）と考えられる。この歌合における他の歌題の多くは、「永久百首」（永久四〔一一一六〕年一二月二〇日成立）『金葉集』『散木奇歌集』等から強い影響を受けている。例えば「忍恋」「見恋」「別恋」等を含むその他多数の題は、「永久百首」に見られるものである。「永久百首」は、嘉承二（一一〇七）年に堀河院中殿において崩御された堀河天皇と、七年後の永久二（一一一四）年に同じ堀河院で崩御された中宮篤子内親王の遺徳をしのぶため、中宮の側近が中心となり催した懐旧百首として知られ、俊頼はその作者の一人であった。更に、同歌合の「暁恋」「朝恋」等という題は『金葉集』に見られ、「寄月恋」「寄山恋」「寄海恋」「寄草恋」「寄虫恋」「寄衣恋」（五十）等は『散木奇歌集』に倣っている事が窺える。また、俊成の歌論書で

ある『古来風躰抄』は、『俊頼髄脳』から影響を受けており、長歌・短歌や歌病を論じている箇所にその影響が見られる。[五十一] 以上から、俊成が俊頼の歌集や歌論書に詳しかった事が窺える。しかし、俊成は『俊頼髄脳』や『袋草紙』にあるように、煙について詠んだ歌を不吉・禁忌を犯していると非難はせず、むしろ禁忌を避けるために表現を犠牲にした事を問題としている。これには六条藤家・清輔の「歌学」と、俊成の「歌論」との差が表れているといえる。実証の歌学として知られる六条藤家歌学の特色は、注釈や本文研究の他に、和歌に係わる故実や儀礼の研究に注目した事が挙げられる。清輔は、和歌を詠むという事が「公的な行事に伴う儀式の一つ」だと見なし、「そうした儀式としての詠歌活動に検討を加え、故実を尋ね、和歌の機能を研究する」事を重要視し体系化した。[五十二] 以上から、なぜ清輔が晴れの歌における禁忌の問題に関心を示したのかが分かる。清輔と違い、俊成が力説したのは和歌の表現論であり、特に歌の韻律のうちにうかびあがってくる「美的気分（情趣）」（「艶」「あはれ」「幽玄」等）を重視し、その情趣美が秀歌になると「映像」として現れる場合がある、と説いた。[五十三] つまり俊成は歌の表現の可能性を追究したのだが、この歌に対する考え・方法から、なぜ俊成が隆信の歌において表現が犠牲にされた事を非難したのか理解できる。

俊成は「六百番歌合」の他の「煙」について詠んだ恋歌に対しても、歌の表現を重視した独自の批評を展開している。例えば「二十六番」から「三十番」の「寄煙恋」の題で詠まれた歌十首の中で、「廿六番」の左右歌（九五一・九五二）は両歌とも、恋い死をした後の空に昇る煙、つまり火葬の煙について詠まれているが、俊成は「煙」自体は問題にせず、右歌にある「あがる」「方へぞ」等よりは、左歌の「日に立つ」が勝ると評している。「日に立つ」は、「日につく」という意に、「煙」の縁語「立つ」が含まれているという技巧的な面が評価されたのである。煙が「あがる」という表現は、和歌では異例であるので（普通は「のぼる」）、左が「あがる」、如何。」（どうであろうか。感心しない。）と、この詞を問題視している。「廿八番」の左歌（九五五）でも、恋い死をした後、遺骸は燃えて煙となる事が詠まれているが、俊成はこの不吉な内容を非難せず、右歌（九五六）の「風に見て」が大変「おかしく」（おもしろく）、更に末句の「心をぞ思ふ」も「宜し」と称賛し、右歌の勝としている。「六百番歌合」は、歌合史上、非常に重要であり、この歌合における判詞が、後代の歌に強い影響を与えた事が知られている。「寄煙恋」の題で詠まれた恋歌に対する俊成の判詞も、以後の歌に影響を与えたと考えられるが、これらの判詞が転機となり、後に『八雲御

抄』において「されど恋歌には如レ然。不レ能レ憚。只自然事也。」という考えが展開されるに至ったのではないか。実際に『八雲御抄』には、「六百番歌合」からの影響が見られる。例えば「六百番歌合」の「恋七」における「寄山恋」「寄海恋」等の歌題は、『八雲御抄』には地儀に寄せて恋の心を詠む題として挙げられている。更に「六百番歌合」の「恋十」における「寄遊女恋」「寄商人恋」等の様々な職業の人間をめぐる題は、後に『八雲御抄』では人倫に寄せて恋の心を詠む題として挙げられている。[五十四]

勅撰集においては、火葬の煙や死について詠まれた歌が、「哀傷」や「釈教」の部に含まれていると同時に、恋の火の煙について詠まれた歌も、恋歌の部に収められている。八代集所収の恋歌で、煙に関する語句を含んだ歌は、『古今和歌集』一首（七〇八）、『後撰和歌集』三首（八六五・一〇一四・一〇一五）、『拾遺和歌集』三首（六五六・九七一・九七二）、『後拾遺和歌集』六首（六二六・七〇六・七〇七・八一四・八一八・八一九）、『金葉和歌集』（二条為明筆本）三首（三九九・四三五・四六五）、『詞花和歌集』三首（一八八・二一三・二二八）、『千載和歌集』三首（七〇三・七三二・九二二）、『新古今和歌集』十首（一〇〇七～一〇一〇・一〇八一・一〇八二・一一一六・一一三二・一三二四・一三六一）である。以上で注目すべき点は、これらの恋歌の中で不吉な内容のものは、『千載集』の一首（九二二）と『新古今集』の一首（一〇八一）だけだという事である。その二首の内の一首が次の『新古今集』の歌である。

五十首歌たてまつりしに、寄雲恋

皇太后宮大夫俊成女

したもえに思ひきえなん煙だに跡なき雲のはてぞかなしき　（一〇八一）

この歌の題である「寄雲恋」は、「永久五〔一一一七〕年内裏歌合」（散佚）で出題されており、[五十五]雲に寄せて恋の心を詠むという意味である。雲は天にある事から、「寄雲恋」は天象に寄せて恋の心を詠む題として、前述した「寄煙恋」（煙は天に立ち昇る事から天象）と同じカテゴリーに分類されている。[五十六]この歌においては、煙は恋い焦がれて死んでしまうであろうその後の火葬の煙の意であり、その煙もやがて跡かたもなく消滅してゆく行末に対する悲しさが詠まれている。以上のように死を示唆する暗い内容でありながら、この歌は後鳥羽院の思召により、巻第十二「恋歌二」の巻頭に据えられたほど高く評価された。[五十七]十三世紀初期以降は、『新古今集』におけるこの歌に対する高い評価と、

前述した「六百番歌合」における俊成の判詞の影響により、「煙」を禁忌とする意識が次第に薄れ、死を暗示する「煙」であっても、それを恋歌に詠む事が、受け入れられるようになっていったのではないか。

［2］『八雲御抄』成立前後・以降

『八雲御抄』成立前後・以降の煙を詠んだ歌について考察する上で、先ずは次の『順徳院宸記』承久三（一二二一）年二月二二日の記事[五十八]に注目したい。

今夜曾定家卿不召之。去年所詠哥有禁。仍暫閉門。殊上皇有逆鱗。于今於哥不可召之由有仰。仍不召。是あはれなけきの煙くらへにとよみたりし事也。

この記事によると、この夜の歌会に定家が召されなかったのは、昨年定家が詠んだ「あはれなけきの煙くらへに」という歌が禁忌を犯しており、それが後鳥羽院の逆鱗に触れたからだという。この問題視された定家の歌は、承久二（一二二〇）年二月一三日の「順徳帝内裏歌会」において詠まれたもので、それは定家の家集である『拾遺愚草』に次のように記載されている[五十九]。

野外柳

道のべの野原の柳したもえぬあはれ歎の煙くらべに

この歌では、道のほとりの野原の柳が日立たないように芽をふいているのを見て、それが嘆きのために我が胸に下燃えする思いの煙が立ち昇るのと競い合うかのようだと詠まれている。この定家の歌が禁忌を犯していると見なされたのは、それが『俊頼髄脳』において不吉とされた周防内侍の「下もえのけぶり」の歌と、『源氏物語』柏木の巻で女三宮が柏木に送った「煙くらべ」の歌と通じるためだからであると説明されたのは久保田淳氏である[六十]。更に、この定家の歌が非難されたのは、それが恋歌ではなく、述懐題でもないのに、内裏における公の場で、「私的な嘆きを憚ることなく表出し」た不吉な表現を含んでいたためであるという指摘をされたのは佐藤恒雄氏である[六十一]。これらの説はほぼそのまま肯定されると考えられるが、一つ検討しなければならない点は、この定家の歌が「恋歌」ではなかったので非難されたという説明である。煙に関する語句を恋歌に詠むには憚りがないとはじめて明記されたのは『八雲御抄』においてであり、それ以前の『袋草紙』では、この考えはただ単に間接的に示唆されているにすぎない。稿本『八雲御抄』は、承久の乱頃の承久三（一二二一）年までにはま

とめられ、精撰本『八雲御抄』は順徳天皇の佐渡遷幸以後の仁治二（一二四二）年頃に成立したと推定されるが、[六十二]以上の成立年を考えると、『八雲御抄』で提唱された考えが、定家の歌に対する後鳥羽院の評価に影響を与えたとは考えられない。実際にはその逆で、定家の「煙くらべ」の歌が、後鳥羽院を憤慨させたのが一大事であったため、順徳天皇は『俊頼髄脳』や『袋草紙』、更には「六百番歌合」や『新古今集』における煙を詠んだ恋歌に対する見解・評価を考慮に入れた上で、『八雲御抄』に「されど恋歌には如レ然。不レ能レ憚。」と記し、次に歌に対する評価は、考え方や歌が詠まれた場による相対的なものだと結論付けたのではないだろうか。以上のように、『八雲御抄』において、煙に関する詞を詠んだ恋歌には憚りがないと言明されたのが原因で、『八雲御抄』成立以後、歌合や勅撰集では、煙を詠んだ恋歌が多数見られるようになったと考えられる。

『八雲御抄』成立以後、歌合の場で煙について詠んだ恋歌は、急激に増加した事が確認されるが、建長三（一二五一）年九月十三夜、後嵯峨院仙洞で行なわれた「建長三年九月十三夜影供歌合」[六十三]では、「百六十九番」から「百八十九番」までの歌四十二首全てが、「寄煙忍恋」という題で詠まれた煙という語を含んだ恋歌である。これらの歌の中で死を示唆する不吉な内容のものは三首（三四三・三六〇・三六一）で、次はその中の一首を含む「百八十番」の歌である。

百八十番

左勝　　沙弥蓮性

よしやまたたつとも浦の塩煙わがやくとだに人のしらずは　（三五九）

右　　小宰相

人しれずむせぶ思ひに恋ひしなばむなし煙や跡に残らん　（三六〇）

わがやくとだに人のしらずはよろしとて、人しれずむせぶおもひのするざまおとなくてまけ侍りにき、ことわりにや

この歌合の判詞においては、左歌の「わがやくとだに人のしらずは」が「よろし」と褒められているが、右歌の「むなし煙や跡に残らん」が「おとなくて」（恋い焦がれる思いを人に知られないように黙っていて・隠していて）という理由で負とされ、それは「ことわりにや」（もっともだ）と記されている。左歌の意味は、「仮にまた、海辺の塩焼く煙が立ち昇ったとしても、（その煙を）わたしが燃やしているとさえ人に知られなければ（かまわない）」と解釈

できる。右歌は、「あの人に知られず、恋い焦がれて死んでしまったならば、（火葬にされた私の）亡骸から昇る煙が跡に残るであろう」という意味にとれる。この二首を比べると、右歌は消極的な恋歌であり、それが「おとなくて」と非難されているようである。更に右歌は、「恋ひしなば」と「むなし煙」という死・火葬を示唆する不吉な語句を含んでいるが、判詞においてこれらの語句は批判されてはいない。右歌が死を暗示する煙について詠んでいながら、禁忌を犯していると見なされていないのは、これが恋歌であるからだと考えられる。同歌合で詠まれた次の歌に対する判詞も興味深い内容である。

百七十二番

左持　　左近大将定雅

恋ひわびてきえなむ後の煙だに思ひありきと人にしらすな　（二四三）

右　　弁内侍

あぢきなくなどしたもえと成りにけん富士の煙も空にこそたて　（二四四）

おもひありきと人にしらすなと侍る、しのぶ心ふかくいうに侍るを、などしたもえとなりにけむといへる、すてがたしとて、ことに宜しき持と被定。

この歌合の判詞においては、左歌の「思ひありきと人にしらすな」が、秘める思いを深く表現していると高く評価されているが、右歌の「などしたもえと成りにけん」も負けず劣らず良いので、両歌「宜し」という事で持とされている。左歌の「恋ひわびてきえなむ後の煙」とは、恋を嘆き息絶えた後の煙、つまり火葬の煙を意味するが、この不吉な内容は判詞において批判されていない。右歌は、「富士の煙ですら空に立っているのに、なぜわたしの思いの火は下燃えでくすぶっているのだろうか」という意であるが、周防内侍の歌のように「もゆひけぶりの、空にたなびかんは、よき事にはあらず」などと非難されてはおらず、逆にこの歌の「したもえ」についての語句がなかなか良いと認められている。以上の歌に対しても、禁忌の問題について論じられていないのは、これらが恋歌であったからだと考えられる。同歌合では、その他の煙について詠んだ不吉な内容の歌に対しても、それらの歌が禁忌を犯していると指摘した判詞は見られない。

『八雲御抄』成立後編纂された勅撰集で興味深いのが『続後撰和歌集』で、これには二八首もの煙を詠んだ恋歌が収められている。これらの歌の中で三首（六六八・六七〇・七七九）は、死を示唆する不吉な内容のもので、二首（七五二・七五八）は怨みの歌であり、禁忌に触れると考えら

れるものである。『続後撰集』は、宝治二（一二四八）年に後嵯峨院の院宣が下り、建長三（一二五一）年に奏覧されたので、精撰本『八雲御抄』成立以後、最初に成った勅撰集である。『続後撰集』所収の煙について詠んだ恋歌には、歌合で詠まれた歌が含まれており、「九月十三夜十首歌合、寄煙忍恋」という詞書のものが四首（六六〇・六六九～六七一）見られる。これらは前述した「建長三年九月十三夜影供歌合」から撰出された歌である。同勅撰集では、その他「百首歌たてまつりし時、寄煙恋」という詞書で五首（六七二・七七六～七七九）、「道助法親王家の五十首歌に、寄煙恋」という詞書で二首（七五〇・七五一）、「百首歌たてまつりし時、おなじ心を」という詞書で四首（七五二～七五五）煙を詠んだ恋歌が収められているが、「寄煙恋」という歌題が、「六百番歌合」初出である事は前述した。『続後撰集』の撰者は藤原為家であるが、この為家が後鳥羽院と順徳天皇の寵遇を得ていた事は良く知られている。定家の『明月記』建保元（一二一三）年四月一一日・一三日・五月一六日・二二日・閏九月三日・四日その他の日の記事には、後鳥羽院と順徳天皇が好まれた蹴鞠に、為家が熱中していた事が記されており、また為家がこの二人の文使いや（建保元年一二月一日ほか）、笠懸の名手として奉仕していた事（建保二〔一二一四〕年四月三日・十日）が窺える。(六十四) 更に、承久元年と二年に為家は、順徳天皇内裏歌壇の中で、その近臣たちと共に、歌合や歌会に出詠していた事が知られている。(六十五) 以上から為家が、後鳥羽院が激怒した定家の「煙くらべ」の歌の件や、順徳天皇の歌に対する考えに詳しかったと推測される。為家が『続後撰集』に、煙を詠んだ恋歌を多数収めたのも、『八雲御抄』における恋歌に対する考えが影響していると考えられる。

第十二番目の勅撰集である『続拾遺和歌集』では、『新古今集』と同様に、煙について詠まれた歌（八二五）が「恋歌二」の巻頭に配置されるという栄誉を得ており、更にその巻頭歌に続く九首（八二六～八三四）が全て煙という語を含んだ歌である。これらの歌の中で二首（八二九・八三一）は不吉な内容のものである。また同歌合には、「建長三年九月十三夜影供歌合」を典拠とする恋歌（七七四）も含まれている。以上の例は、歌合の場等で詠まれた煙という語を含む恋歌が、批判されるどころか秀歌だと認められていた事を示しており、『八雲御抄』における恋歌に対する考えが、十三世紀中期から後期にかけて、歌人達の間で定着していた事を裏付けている。

建長八（一二五六）年九月十三夜に、前内大臣基家が催した「建長八年九月十三夜百首歌合」(六十六) における判詞には、煙に関する語句を問題視したものが見られる。

五百十四番

左　　伊長朝臣

さみだれに伊勢のあま人いとま有りていくかもしほの煙たゆらん　（一〇二七）

右勝　　権中納言

ふりすさむ時雨もあるを木のはにてさらにちるらめ音のたえせぬ　（一〇二八）

左煙たゆといふ事、いささかはばかるべき詞とぞふるくも侍る、右さらにちるらめ、おほき心にや、めづらしく侍れば為勝

これらの歌の題は明らかではないが、歌合の記録の初めに「題　春二十首　夏十五首　秋二十首　冬十五首　恋十五首　雑十五首（六十七）」とあり、更にこれら二首が五月雨について詠まれている事から、「夏」の歌だと考えられる。この歌合の判詞においては、右歌の「さらにちるらめ」が「めづらし」と高く評価され、右が勝とされているが、左歌の「煙たゆ」は「いささかはばかるべき詞とぞふるくも侍る」と批判されている。「煙たゆ」が「はばかるべき詞」とは、これが避けるべき禁忌の詞である事を意味している。また、この判詞において、「煙たゆ」が古くから憚るべき詞であると説明されているが、それは「煙絶ゆ」が批判された「承暦二年内裏歌合」の判詞（『袋草紙』記載）を指しており、更に左歌の「煙たゆ」が問題とされたのは、この歌が恋歌ではなかった事が理由だと考えられる。以上から、この判詞の内容が、『袋草紙』で定義された考えを反映しつつも、『八雲御抄』で打ち出された考えと矛盾していない事が窺える。

同歌合における次の歌の判詞も、禁忌の問題を考察する上で注目すべきものである。

五百九十七番

左持　　権大納言

なつむしのおもひはよそにこがれつつ煙をたつるよはの蚊遣火　（一一九三）

右　　帥

なげきのみこりやつむらん山人のをのの炭やく煙くらべに　（一一九四）

蚊遣火にほたるよみぐし侍りぬれば、心はかはりもかはらずも壬生二品詠おもひ出で侍るにや、かやり火もつれなきころのしたもえを心よわくも行く蛍かな、此歌はかくぞ侍る、右の歌のけぶりくらべも京極人道中納言のこと侍りしおもひいだせれ侍れば、不可決勝負歟

これらの歌の題も定かではないが、左歌の「なつむし」や「蚊遣火」から、「夏」の題で詠まれた歌だと考えられる。上記の判詞では、左歌において「蚊遣火」に「なつむし」を添えて詠んでいるのに対し、これらの詞が意味するものが、変化していても又は同じであっても、『壬生二品集』(六十八)（寛元三〔一二四五〕年以前成立）に収めれている歌が想起されると、その歌全体が引用されている。この歌合においては、歌に新奇さ・新鮮さが求められたようで、心や詞だけではなく、風情等が「めづらし」と称賛されている例が多数あると同時に、新しさに欠ける歌は、古い秀歌に倣っていても非難されている。(六十九)この事から、左歌は新奇さに欠けるという事で、批判されていると考えられる。右歌については、定家の「煙くらべ」の歌が思い出され、これも宜しくないという事で、この歌合は持とされている。右歌が定家の歌を思い起こさせるという理由で批判されたのは、定家の歌が禁忌を犯した歌だからだと考えられる。更に、これら二首は恋歌ではないので、煙について詠まれているのが、殊に好ましく思われなかったのではないだろうか。「建長八年九月十三夜百首歌合」以後から十三世紀後期にかけて催された歌合においても、煙について詠まれた恋歌は見られる。しかし、判詞がほとんど記されていないので、これらの歌がどのように評価されたか詳しい事は不明である。

四　まとめ

古来「煙」は、火葬の煙や死を表現するため、哀傷歌や釈教歌に詠まれると同時に、胸に燃える思いを表すため、恋歌にも詠まれてきた。この「煙」について詠まれた歌が、凶事を引き起こすので不吉であると、歌論・歌学書上、問題にしたのが『俊頼髄脳』である。この「煙」が不吉であるという考えは、『袋草紙』において、歌の禁忌の問題に発展し、更に『八雲御抄』においては、歌合の場における禁忌と、恋歌における禁忌の問題に展開していく。これらの歌論・歌学書において提唱された歌の禁忌に対する考えは、実際に詠まれた歌に反映しており、特に歌合の判詞や、勅撰集所収の恋歌にその影響を確認する事ができる。しかし、この禁忌とされた歌詞に対する考えは、歌論・歌学書からの一方的な影響により形成されたのではない。逆に歌合の場や天皇の御前で詠まれた歌、更には勅撰集に収められた歌に対する見解・評価が、歌論・歌学書に影響を与えたと考えられる例も見られる。つまり「煙」に関する歌詞の禁忌の問題は、歌論・歌学書から提唱された考えと、勅

撰集や歌合の場等で打ち出された考えが影響し合い、交差・融合する事により、常に次の段階（問題点）へと議論が進められ、歌の禁忌に対する考えが展開・形成されていったと考えられる。以上の形成過程において、『俊頼髄脳』『袋草紙』『八雲御抄』が重要な役割を担っていた事が明らかになったが、この問題をより深く追究するため、『俊頼髄脳』所収の他の禁忌の詞にまつわる話について考察する事を、今後の研究課題としたい。

〈注〉

（一）俊頼髄脳研究会編『顕昭本俊頼髄脳』解説（私家版　一九九六年）一四八頁、鈴木徳男氏『俊頼髄脳の研究』（思文閣出版　二〇〇六年）五頁。

（二）『俊頼髄脳』所収の禁忌の詞にまつわる話全七話については、日本古典文学全集『歌論集』所収『俊頼髄脳』（以下旧全集）一三六～一三九・一六一～一六二・二五〇～二五三頁、『顕昭本俊頼髄脳』五九～六一・七五・一三三～一三五頁参照。以下は、これら七話についての主な先行研究である。小川豊生氏「『俊頼髄脳』の歌語と説話―詞の禁忌と帝王への眼差し―」国東文麿編『中世説話とその周辺』（明治書院　一九八七年）二二〇～二三三頁、宮田尚氏「卞和が〈血の涙〉―『俊頼髄脳』から『今昔物語集』へ―」池田富蔵博士古稀記念論文集刊行会編『池田富蔵博士古稀記念論文集　和歌文学とその周辺』（桜楓社　一九八四年）一〇七～一二五頁、小峯和明氏『院政期文学論』（笠間書院　二〇〇六年）四二八～四三六頁、鈴木徳男氏『俊頼髄脳の研究』五～七頁・一一～一五頁。

（三）（1）は有間の皇子が詠んだ歌をめぐる話で、『日本書紀』『万葉集』等が典拠であると考えられるが、鈴木徳男氏から、有間の皇子については散佚した古物語があり、それが『俊頼髄脳』と同じような内容だった可能性があるとのご指摘をいただいた。

（四）（2）は中国春秋時代の楚の人である卞和にまつわる話で、中国故事等が典拠だと推定される。この話は『今昔物語集』第十「震旦国王、愚斬玉造手語第二十九」に、ほぼ同じ内容で収められている。

（五）（3）は俊頼より約一五〇年前、壬生忠岑が詠んだとされる「しら雲のをりゐる山とみえつるはたかねにはなやちりまがふらん」という歌にまつわる話であるが、この歌の典拠は未詳である。旧全集二五〇頁注一〇参照。

（六）（4）は堀河天皇の御時、公卿・殿上人達が歌を詠むため召されたおり、左大弁藤原長忠（当時は左中弁）が献上した「夢後郭公」という不吉な歌題にまつわる話、（5）は堀河天皇の御時、中宮篤子内親王の御方で行なわれた花合で、

越前守藤原仲実が詠んだ歌の中の、「玉のみどの」という忌み嫌うべき詞にまつわる話、（6）は堀河天皇の母后の白河天皇中宮賢子の御方で、庚申の夜の歌会をしようとした時、儒者の惟宗孝言が進上した「月暫隠」という不吉な題にまつわる話、（7）は郁芳門院根合の時、周防の内侍が「わが下もえのけぶりなるらん」と詠んだ歌をめぐる話である。

（七）歌徳説話とは逆の発想である歌の負の作用を説く話は、『無名抄』（高松の女院の歌にまつわる話）や、『親房卿古今集序註』（後三条院が詠まれた歌にまつわる話）等に見られる。

（八）歌論・歌学書以外では、『中右記』『江記』『洛陽田楽記』『今鏡』『古事談』『十訓抄』等に、郁芳門院根合や郁芳門院の崩御についての記述が見られるが、話の内容の詳細は異なる。

（九）本稿では、京都大学附属図書館蔵（久世本）『無名抄俊頼』の翻刻である俊頼髄脳研究会編『顕昭本俊頼髄脳』（顕昭本）を底本とするが（本文に挙げた箇所には、適宜、仮名に漢字を当て、句読点・濁点を私に付し、会話を「」でくくった）、定家本との主な異同を確認するため、俊頼髄脳研究会編、国立国会図書館蔵『俊頼髄脳』（定家本）と、それを底本とする旧全集、更に冷泉家時雨亭叢書『俊頼髄脳』（定家本）を参照する。以下、国立国会図書館本と冷泉家本から、該当箇所を全て挙げる（句読点・濁点を私に付した）。

●国立国会図書館本

又、いうはうもんゐんの御時に、ねあはせといへる事ありしに、すはうの内侍といひし哥よみ、わが下もえの煙なるらんとよめりしを、よきうたなど世に申しを、人の、もゆるけぶりの空にたなびかんはよき事にはあらずと申しかば、よみ人のためにぞいかゝとうけ給しに、ゐんかくれおはしましてのちにぞ哥よみのないしはかくれにし。これらを御らんじて御こゝろをばえおはしまさんれう也。ひろうのさぶらふまじきぞ。

●冷泉家本

また、いうはうもんゐんの御ときに、ねあはせといへる事ありしに、すはうのないしといひし哥よみ、わがしたもえのけぶりなるらんとよめりしを、よき哥など世に申しゝを、人の、もゆるけぶりのそらにたなびかむはよきことにはあらずと申しゝかば、よみ人のためにぞいかゞとうけ給はりしに、ゐんかくれおはしましてのちにぞ哥よみのないしはかくれにし。これらを御覧じて御心をえおはしまさんれうなり。ひろうのさぶらふまじきぞ。

（十）新日本古典文学大系『袋草紙』（岩波書店　一九九五年）二九四～二九五頁、日本歌学大系別巻三所収「八雲御抄」（風間書房　一九六四年）二二一頁。

（十一）この頭注は、国立国会図書館本（『和歌合次第』）には存

在するが、陽明文庫蔵本二種（『清輔朝臣秘抄　歌合之類』『初学百首』にはない。新日本古典文学大系『袋草紙』二九四～二九五頁。

（十二）この歌は、『中右記』所引本文によると「五番恋」第二番右歌である。『大日本史料』第三編之二（東京帝國大學一九二七年）九一四頁。

（十三）陽明本には次に、「イ本書入、百番歌合云、人を思ふ心のおきは身をぞやく煙たつとはみえぬ物から」という本文化した文が入る。新日本古典文学大系『袋草紙』二九五頁注二〇参照。

（十四）歌合の二十巻本には判詞はなく、『中右記』所引本文では左右が「持」となっており、「たづ」を問題とした記事がない。新日本古典文学大系『袋草紙』二九五頁注二三参照。

（十五）『俊頼髄脳』の話には、この歌全体が引用されていないが、『中右記』等における郁芳門院根合の記録により確認できる。『大日本史料』第三編之二　九一三～九一五頁、日本古典文学大系『歌合集』（岩波書店　一九六五年）「寛治七年五月五日「郁芳門院媞子内親王根合」二一四～二一五頁。歌は適宜、片仮名を平仮名にし、仮名には漢字を当てた。

（十六）顕昭本では「もゆひけぶり」であるが、定家本（国会本・冷泉家本）では「もゆるけぶり」となっている。

（十七）顕昭本では「ほどなく院、かくれおはしまして後にぞ、哥よみの内侍は、久しくありて、かくれはへりにし」であるが、定家本（国会本・冷泉家本）では「ゐんかくれおはしましてのちにぞ哥よみのないしはかくれにし」となっており、「ほどなく」と「久しくありて」がない。

（十八）『中右記』には、郁芳門院根合において、周防内侍の歌が称賛されたという記述はないが、『袋草紙』が引用している『江記』の記事によると、内侍の歌に対し祝詞が述べられた事が記されている。『大日本史料』第三編之二　九一四～九一五頁、『江記逸文集成』（国書刊行会　一九八五年）三三二・三三九頁、新日本古典文学大系『袋草紙』二九五頁。

（十九）顕昭本では「かやうの事は、よしなき事なれども」とあるが、定家本にはこれに該当する箇所がない。

（二十）顕昭本では「これらを御覧じて、御心つかせ給ん料也」であるが、定家本（国会本）では「これらを御らんじて御こゝろをばえおはしまさんれう也」、定家本（冷泉家本）では「これらを御覧じて御心をえおはしまさんれうなり」である。

（二十一）顕昭本では「人にみせさせ給まじきなり」であるが、定家本（国会本・冷泉家本）では「ひろうのさぶらふまじきぞ」である。旧全集では「ひろう」を「尾籠」と表記されているが、鈴木徳男氏から、これは「披露」という意味

が正しいとのご指摘をいただいた。

（二十二）寺島修一氏「清輔の歌学と『俊頼髄脳』―『袋草紙』を中心に―」大阪市立大学文学部創立五十周年記念国語国文学論集編集委員会編『大阪市立大学文学部創立五十周年記念国語国文学論集』（和泉書院　一九九九年）二二九～二三一頁。

（二十三）天皇の御前において、不吉な事柄を意味する語句を歌に詠む事が「禁忌」であるという考えは、壬生忠岑の歌における禁忌の問題が論じられている箇所に見られる。新日本古典文学大系『袋草紙』二九三頁。

（二十四）『俊頼髄脳』において、「夢後郭公」という不吉な歌題が「まが〳〵し」と非難されており、「玉のみどの」と「月暫隠」という不吉な歌詞は「いま〳〵し」と評されているが、これらが「禁忌」であるという記述はない。『顕昭本俊頼髄脳』一三四頁。

（二十五）『江記』逸文の内容から、周防内侍である事が確認できる。『江記逸文集成』三三二頁。

（二十六）日本歌学大系別巻三所収「八雲御抄」二二〇頁。

（二十七）日本歌学大系別巻三所収「八雲御抄」二二〇頁。

（二十八）『八雲御抄』のこの箇所には「過ち」とないが、前記の話の内容から「[過] 有事」である事が分かる。

（二十九）八代集と「六百番歌合」所収の歌は、新日本古典文学大系の歌番号を付す。歌を引用する場合も新日本古典文学大系に依る。

（三十）佐藤恒雄氏『藤原定家研究』（風間書房　二〇〇一年）六一三頁。

（三十一）新日本古典文学大系『源氏物語一』（岩波書店　一九九三年）一四一頁。

（三十二）新日本古典文学大系『源氏物語四』（岩波書店　一九九六年）九～一〇頁。

（三十三）新日本古典文学大系『金葉和歌集　詞花和歌集』の『金葉和歌集』が底本としているのが、ノートルダム清心女子大学正宗文庫蔵伝二条為明筆本（複製本）である。

（三十四）新日本古典文学大系『金葉和歌集　詞花和歌集』記載の三奏本『金葉和歌集』は、伝後京極良経筆本（複製本）に依る。

（三十五）『散木奇歌集』『和漢朗詠集』八代集以降の勅撰集「建長三年九月十三夜影供歌合」「建長八年九月十三夜百首歌合」の歌は、『新編国歌大観』の歌番号を付す。引用する場合も『新編国歌大観』に依る。

（三十六）新日本古典文学大系『金葉和歌集　詞花和歌集』（岩波書店　一九八九年）二一三頁七〇七番歌注参照。

（三十七）新日本古典文学大系『袋草紙』二三九～二四〇頁。

（三十八）新日本古典文学大系『袋草紙』二三六頁注八参照。

（三十九）源経信は俊頼の父。『経信卿記』は『帥記』や『帥大納言記』としても知られている。

（四十）この『和漢朗詠集』所収の歌（六九三）にまつわる話は『俊頼髄脳』に見られる。『顕昭本俊頼髄脳』一五頁。

（四十一）『俊頼髄脳』所収の壬生忠岑の歌にまつわる話と、卞和にまつわる話において、天皇・帝に対し無礼であるという理由で批判・非難された歌詞・題が挙げられている。

（四十二）新日本古典文学大系『袋草紙』二九二頁。

（四十三）『江談抄』には、「人烟一穂秋村僻。猿叫三声暁峡深。」という漢詩があり、それには「人烟、近代忌之不」作。」という説明が添えられている。川口久雄氏・奈良正一氏『江談證注』（勉誠社　一九八四年）八三四～八三五頁。

（四十四）「承暦二年内裏歌合」に関する文献は、かつて廿巻本歌合巻第二に、本歌合の証本が収められていたが、現在は散佚して、その忠実な臨模本が京都妙法院に蔵せられており、それを妙法院本という。堀部正二氏によると、妙法院本は江戸初期の模写であろうとの事である。『平安朝歌合大成増補新訂』第二巻（同朋舎出版　一九九五年）一三六二頁。

（四十五）妙法院本に記載されている「承暦二年内裏歌合」の「八番五月雨」の歌二首とその判詞は次のとおりである（『平安朝歌合大成増補新訂』第二巻一三四五頁）。

八番　五月雨

左勝　道時朝臣

五月雨に玉江の水やまさるらむ芦の下葉のかくれゆくかな

右　為家朝臣

五月雨のひまなきころは伊勢の蜑の藻塩のけぶり絶えやしぬらむ

このたびの歌はさだめられず、左勝ちぬ。右の人人は「大水出でたる日よりの歌にこそ。」と、末末にてしのびやかにいへば、左の人聞きつけて「『下葉の』といひたらむを、いかでさ思ふべきぞ。芦の穂末のかくれなどしたらむをぞ、さはいふべき。」とて、をくれぬ。

（四十六）『増補史料大成』五所収「帥記」には、承保四（承暦元）（一〇七七）年一二月から承暦四（一〇八〇）年三月の間の記録がない。『増補史料大成』五（臨川書店　一九六五年）参照。

（四十七）「治暦元年一二月皇太后宮（禎子内親王）歌合」（治暦元〔一〇六五〕年一二月）では、「雪深み人も通わぬ小塩山槇の炭竈煙絶ゆらん」（『夫木抄』巻十八）が「煙絶ゆ」を含むが、歌合が現存しないので、この歌の「煙絶ゆ」が禁忌とされたかは不明である。小沢正夫氏・後藤重朗氏・島津忠夫氏・樋口芳麻呂氏『袋草紙注釈下』（塙書房　一九七

五年）二三三頁。

（四十八）日本歌学大系別巻三所収「八雲御抄」二二二頁。

（四十九）新日本古典文学大系『六百番歌合』（岩波書店　一九九八年）三三一頁注一二参照。

（五十）「六百番歌合」の「恋六」から「恋十」おける歌題は全て「寄…恋」の形式をとる。これは『万葉集』の「寄物陳思歌」に倣ったものと見られるが、勅撰集においては『金葉集』あたりからこの形式による歌題が見られる。新日本古典文学大系『六百番歌合』三一六頁注四参照。

（五十一）旧全集所収『古来風躰抄』二九七・三五九～三六〇頁。

（五十二）川上新一郎氏『六条藤家歌学の研究』（汲古書院　一九九九年）四～五頁。

（五十三）藤平春男氏『藤平春男著作集』第一巻（笠間書院　一九九七年）一五四～一五五頁。

（五十四）新日本古典文学大系『六百番歌合』四頁。

（五十五）新日本古典文学大系『六百番歌合』三二〇頁注二参照。

（五十六）新日本古典文学大系『六百番歌合』四頁。

（五十七）新日本古典文学大系『新古今和歌集』（岩波書店　一九九二年）三二二頁、佐藤恒雄氏『藤原定家研究』（風間書房　二〇〇一年）六二三～六二四頁。

（五十八）列聖全集編纂会編『宸記集』上巻所収「順徳院宸記」（列聖全集編纂会　一九一七年）二五九頁。

（五十九）久保田淳氏『訳注藤原定家全歌集』上巻（河出書房新社　一九八五年）四三八頁。

（六十）久保田淳氏、新潮日本古典集成『新古今和歌集』上（新潮社　一九七九年）解説三六三～三六四頁、佐藤恒雄氏『藤原定家研究』六二二～六二三頁。

（六十一）佐藤恒雄氏『藤原定家研究』六二三～六二四頁。

（六十二）日本歌学大系別巻三所収「八雲御抄」解説七～九頁。

（六十三）「建長三年九月十三夜影供歌合」は、後嵯峨院仙洞で行なわれた事が『岡屋関白記』により確認できる。この歌合に参加したのは、後嵯峨院（女房）を含み、派閥にかたよらない歌人達であった。『新編国歌大観』第五巻一四六六頁。

（六十四）佐藤恒雄氏『藤原為家研究』（笠間書院　二〇〇八年）二五四頁。

（六十五）佐藤恒雄氏『藤原為家研究』二二一頁。

（六十六）「建長八年九月十三夜百首歌合」は、前内大臣基家（後京極摂政良経の三男）が催した歌合であり、作者は基家以下、衣笠家良・権中納言顕朝・六条行家・鷹司院帥ら一九名で、これらは反御子左色が濃厚な歌人達である。『新編国歌大観』第五巻一四六七頁。

（六十七）『新編国歌大観』第五巻六二八頁。

（六十八）『壬生二品集』は、『壬二集』や『玉吟集』としても知

られる藤原家隆の家集である。

（六十九）「建長八年九月十三夜百首歌合」の「五百二番」「五百三番」「五百十四番」「五百十六番」「五百八十六番」「六百一番」「六百五番」（一〇〇四・一〇〇五・一〇二八・一〇三二・一一七二・一二〇二・一二一〇）等の判詞参照。この歌合では、その他にも「めづらし」について論じた判詞が多数見られる。

［付記］

末筆ながら、本稿執筆にあたり、御助言・御教示を賜りました相愛大学教授鈴木徳男氏に篤く御礼申し上げます。

（カオル　ヴィヤ・本学大学院文学研究科特別研究学生、ハワイ大学マノア校日本文学研究科博士後期課程）